

様式第1号

共同研究等申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

九州大学
大学院〇〇研究院長 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇
法人名 株式会社〇〇
代表者職名・氏名 代表取締役社長 〇〇

印

九州大学共同研究等規則第4条の規定に基づき、別紙の共同研究の実施を申請します。

研究経費等 合計	6,760,000		
6. 研究経費等の支払期限	<input checked="" type="checkbox"/> 甲の請求書発行日から起算して30日以内（当該期限の最終日が土、日又は祝日に該当する場合はその前営業日までとする。）【九大基本ルール】 <input type="checkbox"/> 甲の請求書発行日から起算して（ ）日以内 <input type="checkbox"/> その他（ 例、甲の請求書発行日が属する月の月末締め翌月15日払い ）		
	請求書の発送方法	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
7. 研究実施場所	甲：九州大学大学院〇〇研究院 乙：株式会社〇〇〇〇研究開発本部		
8. 提供物品	名称	型番	数量
	〇〇〇装置	ABC-123	一式
9. 研究代表者の連絡先	甲	所属：大学院〇〇研究院 職名：教授 氏名：九大 太郎	TEL：092-000-0000 メール：xx@xx.kyushu-u.ac.jp
	乙	所属：研究開発本部 職名：主任研究員 氏名：鈴木 一郎	TEL：03-000-0000 メール：xx@xx.co.jp
10. 秘密保持義務の有効期間	< 契約書作成時に調整 >		
11. 研究成果公表の通知期間	< 契約書作成時に調整 >		
12. 特記事項	特記すべきことがあれば記入してください。		

新規・継続の別	下記の1. 又は2. のいずれかを選択してください。 当該研究者との共同研究は 1. 初めて【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 昨年度まで実施していた（類似課題を含む）【継続】 注）継続案件の場合は、原則として前回の契約を基に契約書(案)の協議を行います（早期の契約締結が期待されます）。 ※九州大学部局担当者記入欄 継続の場合、前回契約の管理番号（AK24**** ）		
区 分	1. 民間機関等区分 (①) 2. 業種別内訳 (⑥) 3. 研究題目：分野別内訳 (③) ※別添の資料をご確認の上、該当する区分をご記入ください		
事務連絡先 ※ご記入の連絡先に九州大学契約担当よりご連絡いたします ※支払担当窓口が異なる場合、適宜枠を追加	九州大学 (研究担当者)	所属：大学院〇〇研究院 職名：教授 氏名：九大 太郎	TEL：092-000-0000 メール：xx@xx.kyushu-u.ac.jp
	民間 機関等 (契約担当者)	住所：〒000-0000 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇 所属/職：研究開発本部/主任研究員 氏名：鈴木 一郎	TEL：03-000-0000 メール：xx@xx.co.jp

確認事項	<p>【申請の受入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業との共同研究による発明等の取扱方針（下記 URL）の確認 <input checked="" type="checkbox"/>確認した https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/data/kyoudoukenkyu_toriatasukai.pdf <p>【申請の確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州大学共同研究等規則実施細則に基づき、間接経費を減額・免除申請 <input checked="" type="checkbox"/>しない <input type="checkbox"/>する ※公募等、その制度上間接経費の率が定められている又は措置されていない以外の理由である場合は事前に受入れの部局事務部へご相談ください。 国又は独立行政法人等の補助事業又は委託事業等に基づく共同研究 <input checked="" type="checkbox"/>該当する（国の事業名等：〇〇〇〇事業） <input type="checkbox"/>該当しない 九州大学の研究代表者が所属する寄附講座又は寄附研究部門の寄附機関 <input type="checkbox"/>該当する <input checked="" type="checkbox"/>該当しない 知的貢献費を計上している者が、申請機関の役員を兼業していないかの確認 <input checked="" type="checkbox"/>兼業していない <input type="checkbox"/>知的貢献費の計上者なし ※申請機関の役員を兼業している者は、知的貢献費の計上は不可 特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請を予定 <input type="checkbox"/>ある <input checked="" type="checkbox"/>ない 公表について 九州大学は、産学連携推進の実績として、また、教育研究活動の成果として、本学で受け入れを行った「共同研究」について、①民間機関等名称、②研究題目、③本学の研究代表者名（所属・職名を含む）を公表します。 <input checked="" type="checkbox"/> 公表して差し支えありません。 <input type="checkbox"/> 公表に差し支えあり。（理由： ）
------	--

コメントの追加 [契約係1]: 実施細則第7条第5項第2号の場合、事前に総長等への申請手続きが必要になります。

補足説明事項

1) 研究担当者等の「研究協力者」について

本学では、学生が研究協力者として参加する場合には、当該学生についても共同研究契約履行の担保を得るため誓約書を提出して頂くこととしています。本申請書の提出にあたり、当該学生の内諾及び所属・氏名に誤記がないかを本学の研究担当者に確認の上、ご記入をお願い致します。

2) 研究経費等の「知的貢献費」について(※2025年度から新設)

詳しくは以下の資料をご覧ください。

URL: https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/_cms_dir/uploads/2026/02/chitekikoukennhi.pdf

3) 直接経費区分の「人件費」について

高度専門職員(研究推進職)、学術研究員、DC共同研究員、テクニカルスタッフ、リサーチアシスタント、学生の短期雇用等

4) 直接経費区分の「その他」について

施設使用料、光熱水料、機器使用料、通信運搬費等

5) 研究経費等の「間接経費」について

間接経費は直接経費及び知的貢献費の合算額の30%(千円未満切り上げ)以上を計上してください。

ただし、共同研究等実施経費の原資が公募型の研究教育資金(国や公的機関からの競争的研究費、民間財団・企業等からの研究助成金)であり、その制度上、間接経費の率が定められている又は措置されていない場合は、これに基づき算出された額としてください。

※間接経費は、他の共同研究のものと一緒に取り扱われ、本学の研究開発環境の改善のために使用されます。

6) 研究経費等の「納付方法」について

一事業年度の研究経費等は原則一括納付とします。分割納付を希望される場合は、研究代表者の所属部局研究協力担当者と相談ください。なお、研究経費等の支払期限に関しては、貴機関の経理担当部署にもご確認ください。

7) 「提供物品」について

本学が受け入れる設備等(企業から受け入れる設備等「リースを含む」)がある場合は記入してください。(研究試料は除く)

8) 「特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請」について

税額控除申請を予定している場合は、別に定める研究経費等の詳細版をご提出ください。

別添

※該当する下記項目の番号を(別紙)の「区分」欄にご記入下さい。

<p>1.民間機関等区分</p> <p>①大企業 ②大企業(福岡県内) ③中小企業 ④中小企業(福岡県内) ⑤小規模企業 ⑥小規模企業(福岡県内) ⑦独立行政法人 ⑧その他公益法人等 ⑨地方公共団体 ⑩外国政府機関 ⑪外国企業 ⑫その他</p>	<p>民間機関等区分: 中小企業基本法に基づく企業規模の区分け</p> <p>①・②「大企業」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円超</td> <td>300人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円超</td> <td>50人超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金及び従業員数の両方を満たせば対象となります。</p> <p>③・④「中小企業」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。</p> <p>⑤・⑥「小規模企業」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td rowspan="2">5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑪外国企業</p> <p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内で設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。</p>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円超	300人超	卸売業	1億円超	100人超	サービス業	5千万円超	100人超	小売業	5千万円超	50人超	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	業種分類	従業員	製造業その他	20人以下	商業	5人以下	サービス業
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円超	300人超																																				
卸売業	1億円超	100人超																																				
サービス業	5千万円超	100人超																																				
小売業	5千万円超	50人超																																				
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円以下	300人以下																																				
卸売業	1億円以下	100人以下																																				
サービス業	5千万円以下	100人以下																																				
小売業	5千万円以下	50人以下																																				
業種分類	従業員																																					
製造業その他	20人以下																																					
商業	5人以下																																					
サービス業																																						
<p>2.業種別内訳</p> <p>①水産・農林業 ②鉱業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・水道業 ⑥運輸・情報通信業 ⑦卸売り・小売業 ⑧金融・保険業 ⑨医療・福祉 ⑩サービス業 ⑪その他</p>	<p>農業、林業、漁業</p> <p>鉱業</p> <p>総合工事業、職別工事業、設備工事業</p> <p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服^④他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p> <p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p> <p>通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、運輸業</p>																																					

<p>3.研究題目: 分野別内訳</p>	<p>【参考】科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)—抜粋—</p> <p>①ライフサイエンス分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学 ・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学 ・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術 ・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等食料科学・技術 ・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した脳処理・通信システム開発等の脳科学 ・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等 <p>②情報通信分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術 ・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術 ・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けられるヒューマンインターフェース技術 ・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等 <p>③環境分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環社会を実現する技術 ・ 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術 ・ 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等 <p>④ナノテクノロジー・材料分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御、表面・界面等の制御等の物質・材料技術 ・ 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術 ・ 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等 <p>⑤エネルギー分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等 <p>⑥ものづくり技術分野 (旧 製造技術分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したもののづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等 <p>⑦社会基盤分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高速 道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等 <p>⑧フロンティア分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発 <p>⑨その他</p>
--	--